

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業理念を、「私達は、『摩擦と振動、その制御と解析』により、ひとつひとつのいのちを守り、育み、支え続けて行きます。」と定めています。この企業理念の下、経営方針である「お客様第一」、「技術の再構築」、「グローバルネットワークの確立」に基づき、モノづくりを通じた新たな価値の創出と、企業価値・株主価値のさらなる向上を目指すと共に、重要保安部品メーカーとして、お客様、株主様、お取引先様、社員、地域社会を含むすべてのステークホルダーと、健全で良好な関係を維持・促進し、持続可能な成長、発展を遂げていくことが重要だと考え、コーポレート・ガバナンス体制を構築しています。

また、当社では、株主を含む投資家との建設的かつ継続的な対話を通して、その指摘に耳を傾け経営に反映することが重要と考えており、双方向のコミュニケーションを一層推進していく所存です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【原則4-1 取締役会の役割・責務(1) 補充原則4-1】

今後の最高経営責任者等の後継候補者の選定・育成計画につきましては、役員指名諮問委員会にて議論し以下の取り組みを実施していきます。

(1)最高経営責任者等の選抜プロセス・役員要件定義の検討

(2)取締役・執行役員・執行役員候補に対する、外部専門機関によるコンピテンシーインタビューと360度評価に基づくアセスメント、コーチング、及び分析結果の社外取締役への共有

これらの取組みについては、今後も取締役会において適切に監督を行うため、役員指名諮問委員会より取締役会に報告・答申し、審議していきます。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会は、各担当業務に精通した業務執行取締役の他、企業経営者としての豊富な経験に基づく実践的な視点を持つ者や学識者としての専門的見地を持つ者を社外取締役として招聘しており、候補者選定に当たっては、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係を勘案し、当社のコーポレート・ガバナンスの向上に貢献できる者を選定しています。また現在、取締役会における取締役は全員男性かつ日本人ですが、取締役会の構成員のバランスを踏まえ、多様性の観点から、継続して年齢・性別・国籍等個人の属性に一切とらわれることなく、人格・見識・経営能力の優れた人材の育成・登用を推進してまいります。また、当社の監査役会は法律や会計に関する専門的知識及び経験を有する者等で構成されています。なお、取締役会の実効性に関する分析・評価につきましては、補充原則4-11をご参照ください。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、当社が行う事業において、事業戦略上協力関係を結ぶ必要があり、かつ、当社の既存ビジネスにおける競争力の強化と新規ビジネス領域の拡大による持続的な成長及び当社の中長期的な企業価値向上に資する場合を除き、原則として他社株式を取得・保有しません。個別的政策保有株式については、保有の目的や当該企業の株式の取得・保有によって得られる当社の経済価値などを踏まえ、毎年、取締役会において中長期的な観点から継続的に精査、検証し、保有合理性のない株式については縮減を進めていく方針です。なお、2020年3月期末保有の投資有価証券についても、引き続き、中長期的観点から保有の合理性を精査し検討していきます。また、当該株式の議決権行使に当たっては、短期的な株主利益を追求するのではなく、中長期的な視野に立った株主利益や、当該投資先企業の企業価値の向上に資するかどうかなど総合的な観点から検討し、適切に議決権を行使します。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社取締役との取引につきましては、会社法等に基づき、取締役会の決議を得なければ利益相反取引を行ってはならないこととしています。また、主要株主等との取引につきましては、当社の社内規定に基づき、当該取引が当社や株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう、取引条件が一般の取引と同様であることが明白である場合を除き、取締役会での承認を得ることとしています。なお、関連当事者間の取引については法令等に従い、計算書類の注記表及び有価証券報告書に開示しています。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は曙ブレーキ工業企業年金基金を通じて企業年金の積立金の運用を行っています。

当社企業年金基金における資産運用委員会及び代議員会は、人事、経理、財務各部署より当該機能の専門性を持った者及び従業員代表等で構成し、専門性を確保する体制を構築しています。また、企業年金の運用に携わる人材については、運用コンサルタントと連携し、適切な運用を図るとともに、専門性を高めています。

運用に当たる適切な資質を持った人材の登用・配置については、人事ローテーションの実行等により計画的に取り組んでいます。

なお、年金運用にあたっては、すべて委託運用としており、当基金から積立金の管理・運用を委託された受託機関は、当基金が定めた基本方針を遵守し、日本版スチュワードシップ・コードを受け入れ、積立金の管理・運用を行っています。運用受託機関については、運用実績等の定量面、投資方針やスチュワードシップ方針の受け入れ状況、コンプライアンス等の定性面の双方から総合的な評価を行っています。また、投資先企業への議決権行使については運用受託機関に一任することにより、受益者と当社との間に生じ得る利益相反を防止しています。

【原則3-1 情報開示の充実】

(i) 当社の企業理念(「曙の理念」)につきましては、本報告書の「1-1. 基本的な考え方」及び当社ウェブサイト(<https://www.akebono-brake.com/corporate/philosophy/index.html>)をご参照ください。2019年9月の事業再生ADR手続成立時に事業再生計画を開示すると共に、そ

れ以降の計画に対する変更・決定事項は、直ちに開示しています。

(ii) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針につきましては、本報告書の「I - 1. 基本的な考え方」をご参照ください。

(iii) 取締役及び執行役員報酬決定の方針と手続につきましては、本報告書の「II - 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」をご参照ください。

(iv) 当社は、社外取締役候補・社外監査役候補の指名に当たっては、独立性を重視するとともに、高い倫理観、専門知識や見識、経験等を持った人物を選任しています。取締役候補・監査役候補の指名と執行役員を選任に当たっては、当社取締役・監査役、経営陣幹部としての高い倫理観に加え、的確かつ迅速な意思決定やリスク管理能力、専門分野での知見や見識等を持った人物を選任しています。なお、社外を含めた取締役・監査役及び執行役員候補の指名に当たっては、役員指名諮問委員会にて検討のうえ、取締役会にて審議しています。一方、代表取締役を含む経営陣幹部の解任に当たっては、会社業績等の評価を踏まえ、その役割・責務を果たすことが困難と認められる場合には、役員指名諮問委員会における議論・総合的判断により、取締役会に解任の答申をし、取締役会で審議していきます。

(v) 社内外取締役及び社内外監査役の選・解任理由につきましては、著しい名誉の毀損が考慮される場合を除き「株主総会招集ご通知」や当社ウェブサイトの「CSR情報「G:ガバナンス」」(https://www.akebono-brake.com/csr_environment/governance/index.html)に記載することとしています。また執行役員の選任理由につきましても同様に当社ウェブサイト(人事発令)に記載しています。

【原則4-1 取締役会の役割・責務(1) 補充原則4-1】

取締役会においては、事業計画等の経営に関する重要事項及び法令・定款により取締役会が決定すべきこととされている事項について決議することとし、その基準は社内規定において明確にしています。その他の経営事項につきましては、取締役会にて制定した決裁権限に関する社内規定に基づき、執行役員や部門長において決裁することができることとしています。なお、取締役会の前に経営問題を討議する取締役・執行役員で構成された重要会議体を複数設定し、その会議体の審議を経てから取締役会での審議・決議を行う事前審議制を採用しています。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社の「社外役員の独立性に関する基準」につきましては、本報告書の「II - 1. 機関構成・組織運営等に係る事項」中の【独立役員関係】をご参照ください。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

補充原則4-11

取締役候補の指名に当たっては、各候補者の知識・経験・能力及び専門性、各機能と各事業部門をカバーできるバランスの確保、取締役会による的確かつ迅速な意思決定、適切なリスク管理、業務執行の監視の観点から、総合的に検討し適材適所での選任をしています。また、取締役の選任に関する方針・手続につきましては、独立社外取締役を含む役員指名諮問委員会にて検討のうえ、取締役会にて審議しています。

補充原則4-11

当社の事業報告及び株主総会参考書類において、毎年、各取締役・監査役の重要な兼職の状況を開示しています。独立社外取締役を含めた役員指名諮問委員会において、その数が合理的であるかも含めて検討したうえでの適任性を取締役に審議することとしています。

補充原則4-11

当社は、社外を含む取締役及び監査役全員に対して取締役会の実効性についてアンケートを実施しています。そのアンケート結果に基づいて取締役会の実効性の分析・評価を行い、取締役会での内容を審議・検討した結果の概要を開示しています。当社ウェブサイトの「当社取締役会の実効性に関する評価結果の概要について」(https://www.akebono-brake.com/csr_environment/governance/board_evaluation.html)に記載していますので、ご参照ください。また、取締役会の実効性の評価に基づき、必要に応じて改善を図っていきます。

【補充原則4-14 取締役・監査役のトレーニング】

当社では、新任の取締役に対しては会社の事業・財務・規則・組織等の必要な情報の説明を実施し、部門担当役員等との意見交換や製造拠点視察などの機会を提供しています。

社内監査役は、日本監査役協会に会員登録し、同協会の研修会等によりトレーニングを受け、また社外監査役に対しては、部門担当役員等との意見交換会、あるいは製造拠点視察などにより情報提供に努めています。

また、取締役・監査役による経営監督・監査機能が十分に発揮されるよう、職務遂行に必要な情報を適切かつタイムリーに提供し、社外取締役に對しても、取締役会での審議の充実を図るため、取締役会資料の事前配布・説明、関連情報の提供などを行っています。

【原則5-1株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主・投資家の皆様からの当社取締役等との直接的な対話の申込みに際して、合理的な範囲内で積極的に対応することとしています。株主・投資家の皆様との対話促進のために、代表取締役を最高責任者とし、最高財務責任者(CFO)をはじめとする当社取締役、執行役員及びIR担当部署が対応することとし、取締役会は、株主・投資家の皆様との対話が適切に行われるよう、その運用状況を監督することとしています。なお、当社は、「株主・投資家の皆様との建設的な対話に向けての方針」を策定し、当社ウェブサイト(https://www.akebono-brake.com/csr_environment/governance/ir_engagement.html)に掲載していますので、ご参照ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
トヨタ自動車株式会社	15,495,175	11.59
いすゞ自動車株式会社	12,111,104	9.06
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,255,800	3.18
アイシン精機株式会社	3,133,700	2.34
曙ブレーキ誠和魂従業員持株会	2,257,543	1.69
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	2,250,200	1.68
林 勇一郎	2,200,000	1.64
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	2,008,395	1.50
伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社	2,000,000	1.49
セコム株式会社	2,000,000	1.49

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 更新

- (1) 上記大株主の状況は、2020年6月19日現在の状況を記載しています。
(2) 当社は、自己株式を2,432,575株を保有していますが、上記大株主からは除外しています。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
丹治宏彰	他の会社の出身者													
廣本裕一	他の会社の出身者													
三代洋右	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
丹治宏彰			自動車部品を含めた材料部品業を中心とする多様な産業分野における要職を歴任され、事業経営に関する豊富な経験及び高い見識を有しており、幅広い見地から有益なアドバイスをいただくために選任しています。 また、同氏は東京証券取引所の定める独立性の基準に抵触せず、当社の定める社外役員の独立性の基準も満たしているため、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しています。

廣本裕一			投資ファンド運営会社の経営者及び大手総合商社の国内外の重要ポストを歴任しており、金融や企業経営について抱負な経験と高い見識を有しており、幅広い見地から有益なアドバイスをいただくために選任しています。
三代洋右			産業機械を中心とした事業・企業戦略を牽引し企業経営に関わる豊富な経験と高い見識、グローバル事業、M&A及び事業再生の経験を有しており、幅広い見地から有益なアドバイスをいただくために選任いたしました。 また、同氏は東京証券取引所の定める独立性の基準に抵触せず、当社の定める社外役員の独立性の基準も満たしているため、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	役員指名諮問委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	役員報酬諮問委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役

補足説明 更新

当社は、独立社外取締役を含めた役員報酬諮問委員会における取締役の報酬に関する基本事項についての検討をふまえ、取締役の報酬等の決定に関する方針を定めています。これに基づき、株主総会において承認された総額の範囲内で、各人への配分を行っています。また、執行役員の報酬につきましても、取締役と同様、同委員会にて検討のうえ、取締役会にて審議しています。社外を含む取締役・監査役及び執行役員の候補の指名に当たっては、独立社外取締役を含めた役員指名諮問委員会を設置し、同委員会にて検討のうえ、取締役会にて審議しています。最高経営責任者等の後継候補の選定・育成計画につきましては、同委員会の答申を受けて、取締役会にて審議しています。なお、両委員会共に社外取締役を委員長として運営しています。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数 更新	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役及び監査役会は、会計監査人から監査内容について、適宜、説明を受けるとともに、必要に応じて会計監査人の監査に立ち会うなど連携を行っています。また、監査体制、監査計画、監査実施状況について、会計監査人と定期的にミーティングを実施しています。監査役と監査部は、それぞれの監査の実効性を高めるため、相互補完体制として、年度活動方針の事前調整、月次報告会、監査報告書の相互配布、及び合同監査などの連携を行っています。また、監査部と会計監査人は、財務報告に係る内部統制の評価に関する監査計画と結果について、定期的及び必要に応じて随時ミーティングを実施しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
高橋均	学者													
板垣雄士	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高橋均			商法・会社法、金融商品取引法及び企業法務に精通しており、長年の企業実務経験と法理論の両面にわたる幅広い見識を有しているために選任しています。 また、同氏は東京証券取引所の定める独立性の基準に抵触せず、当社の定める社外役員の独立性の基準も満たしているため、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しています。
板垣雄士		同氏は、過去、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツに所属していました。	長年にわたる公認会計士としての豊富な監査経験と他社における監査役の経験を有しており、財務及び会計に関する幅広い見識を有しているために選任しています。 また、同氏は東京証券取引所の定める独立性の基準に抵触せず、当社の定める社外役員の独立性の基準も満たしているため、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しています。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新

4名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しています。

(社外役員の独立性に関する基準)

当社の社外役員の独立性に関する基準を以下の通り定め、当社の独立役員は以下のいずれにも該当しないこととする。

1. 現在及び過去において当社グループの業務執行者(注1)である者
2. 当社の主要株主(注2)
3. 当社グループを主要な取引先とする者(注3)、又はその者が会社である場合はその業務執行者(注1)
4. 当社グループの主要な取引先である者(注4)、又はその者が会社である場合はその業務執行者(注1)
5. 当社グループの会計監査人である公認会計士(若しくは税理士)又は監査法人(若しくは税理士法人)の従業員である者
6. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(注5)を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。)
7. 当社グループから多額の寄付(注6)を受けている者又はその業務執行者(注1)
8. 上記2. から7. までのいずれかに該当する者のうち重要な者(注7)の近親者(注8)
9. 過去3年間に於いて、上記2. から8. のいずれかに該当していた者

10. その他、独立役員としての職務を果たせないと合理的に判断される事情を有している者

但し、上記1.～9.に該当する者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし、当社の独立役員としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が当社の独立役員としてふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の独立役員とすることができる。

以上

(注1)業務執行者とは、会社法施行規則第2条3項第6号に規定する業務執行者をいい、株式会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、持分会社の業務を執行する社員(当該社員が法人である場合は、会社法第598条第1項の職務を行うべき者、その他これに相当する者)、会社以外の法人・団体の業務を執行する者及び会社を含む法人・団体の使用人(従業員等)をいう。

(注2)主要株主とは、当社の議決権の10%以上を保有している株主若しくはその業務執行者をいう。

(注3)当社グループを主要な取引先とする者とは、直近事業年度における当社グループへの当該取引先グループの取引額が当該取引先の連結売上高の2%を超える者をいう。

(注4)当社グループの主要な取引先である者とは、直近事業年度における当社グループの当該取引先グループへの取引額が当社グループの連結売上高の2%を超える者をいう。

(注5)多額の金銭その他の財産とは、その価額の総額が、個人の場合は直近事業年度につき1,000万円を超える場合、団体の場合は当該団体の直近事業年度における連結売上高の2%を超える場合をいう。

(注6)多額の寄付とは、過去3年間の平均で年間1,000万円を超えることをいう。

(注7)重要な者とは、上記2.3.4.7.の業務執行者においては各会社・取引先の役員・部長クラスの者を、上記5.6.の所属する者については各監査法人に所属する公認会計士、各法律事務所所属する弁護士をいう。

(注8)近親者とは、配偶者及び二親等内の親族をいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績連動報酬は、金銭で支給される短期業績連動報酬並びに権利行使期間3年間の中期新株予約権及び退任時にのみ権利行使可能な長期新株予約権で構成しています。

業績連動報酬として支給する金額は基本報酬(固定枠)の限度額の0～100%の範囲内で決定し、その内訳は短期業績連動報酬を40%(金銭)、中期業績連動報酬を20%(新株予約権)、長期業績連動報酬を40%(新株予約権)としています。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、その他

該当項目に関する補足説明

当社の株価上昇及び業績向上への意欲や士気を高めること、中長期的視点に立ち経営の健全性と株主価値の一層の増大を図ることを目的として社内取締役及び取締役を兼務しない執行役員にストックオプションを付与しています。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

会社法、金融商品取引法、企業内容の開示に関する内閣府令等、関係法令の定めに従って、開示を行うことを基本とし、事業報告では取締役の報酬等の総額及び種類別の総額を開示し、有価証券報告書においては、事業報告での開示内容に加え、報酬総額が1億円以上の者について個別開示を行っています。

有価証券報告書・事業報告は、当社ウェブサイトに掲載しています。

[取締役の報酬] 取締役の人数:10名

1. 報酬総額: 86百万円

2. 固定報酬(金銭): 86百万円(限度額: 300百万円)

3. 業績連動報酬総額: -百万円

1) 短期業績連動報酬(金銭): -百万円(限度額: 120百万円)

2) 中期業績連動報酬(新株予約権): -百万円(限度額: 60百万円)

3) 長期業績連動報酬(新株予約権): -百万円(限度額: 120百万円)

なお社外取締役の報酬は、固定報酬のみで構成されています。

[報酬が1億円以上の者の有無]

前事業年度における取締役報酬の総額が1億円以上の該当者はいません。

上記の支給人員には、2019年6月27日開催の第118回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び同年9月30日に退任した取締役3名を含んでいます。なお、当事業年度末現在の人員は取締役5名です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

[取締役の報酬等の決定に関する方針]

当社では役員報酬決定の基本方針を下記のように定めています。

1. 優秀人材の確保と啓発
2. 企業業績と企業価値の持続的な向上の動機づけ
3. 公正かつ合理性の高い水準

取締役の報酬は、客観性かつ公平性の高い報酬制度とするため、役員報酬諮問委員会を設置して、同委員会での役員報酬に関する基本事項についての審議に基づき、株主総会において承認された総額の範囲内で、各人への配分を行っています。

社外取締役を除く取締役の報酬体系は、固定報酬と業績連動報酬から構成され、固定報酬は取締役としての責務に対する基本的な報酬で役位ごとに決定されますが、その総額は株主総会において承認されています。

業績連動報酬は前年度の会社業績及び個人業績に応じて決定します。業績連動報酬の最高額は固定報酬の100%とし、その内訳は短期業績連動報酬を40%(金銭)、中期業績連動報酬を20%(新株予約権)、長期業績連動報酬を40%(新株予約権)としています。

社外取締役の報酬は、固定報酬のみで構成されています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役・社外監査役とも他の取締役・監査役と同様に、電子媒体等を活用して又は直接関係文書・資料の交付を受けることにより、取締役会前などに提供される関係文書・資料を閲覧でき、必要に応じて取締役又は従業員に追加の説明・報告を求めることができるようにしています。

さらに、社外取締役への情報伝達のため、取締役会前などに担当者が適時、資料の事前配布や内容の説明をしています。監査役会には専任スタッフを置き、社外監査役も含めた監査役の監査補助その他のスタッフ業務を行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

業務執行の責任と権限の明確化と経営の効率化のために、2000年4月から執行役員制度を導入しています。取締役会は月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜開催しています。重要な経営課題について、十分な審議を経て迅速で的確な判断を下すため、経営会議、執行役員会などの重要会議体を設定しています。社内重要会議体の運営に関しては社内規定を定めています。また、取締役会の機能を補完し、経営の透明性・健全性を強化するため、役員指名諮問委員会及び役員報酬諮問委員会を設置しています。

監査・監督については本報告書の「II - 1. 機関構成・組織運営等に係る事項」中の「監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況」、また、指名、報酬決定等の機能については本報告書の「II - 1. 機関構成・組織運営等に係る事項」中の「任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性」及び「取締役報酬関係」をご参照ください。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、企業理念を、「私達は、『摩擦と振動、その制御と解析』により、ひとつひとつのいのちを守り、育み、支え続けて行きます。」と定めています。この企業理念の下、経営方針である「お客様第一」、「技術の再構築」、「グローバルネットワークの確立」に基づき、モノづくりを通じた新たな価値の創出と、企業価値・株主価値のさらなる向上を目指すと共に、重要保安部品メーカーとして、お客様、株主様、お取引先様、社員、地域社会を含むすべてのステークホルダーと、健全で良好な関係を維持・促進し、持続可能な成長、発展を遂げていくことが重要だと考えています。

当社では、これらの実現を目指す上で、コーポレート・ガバナンスの強化を最重要課題の一つと認識しており、監査役会設置会社がふさわしい形態と判断し、取締役会と監査役・監査役会を中心としたコーポレート・ガバナンス体制を構築しています。

取締役会は、法令、定款及び「取締役会規則」、その他社内規定に従い、重要事項を決定するとともに、職務執行を監督しますが、取締役5名のうち3名を様々な経験・スキルを有する社外取締役とすることで経営の監視機能を強化しています。

監査役会は、「監査役会規則」等に則り、取締役の職務執行の適正性を監査しますが、監査役4名のうち2名を社外監査役にすることで、より独立した立場からの監査体制を確保し、経営に対する監督機能の強化を図っています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主の皆様に必要な時間をかけて議案をご検討いただけるよう法定期日よりも早期に招集通知を公開するよう努めています。2020年7月30日開催の第119回定時株主総会に関しましては、7月7日に招集通知を当社ウェブサイトに掲載しました。
電磁的方法による議決権の行使	当社は、株主の皆様の利便性の向上を目的として、インターネット等による議決権行使を採用しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2010年6月18日開催の第109回定時株主総会より、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームを採用しています。
招集通知(要約)の英文での提供	英語版の招集通知等を作成し、当社ウェブサイト及び議決権行使プラットフォーム等へ掲載するなど、株主の皆様にとっての利便性の向上に努めています。
その他	<p>当社は、株主総会の活性化、議決権行使の円滑化のため、次の施策を実施しています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事業報告や計算書類の内容などをスライドを用いて十分ご理解いただけるよう努めています。 2. 国内機関投資家との株主総会議案に関する事前の個別ミーティングを実施しています。 <p>株主総会における議決権行使結果に関する臨時報告書については、当社ウェブサイト日本語版だけでなく英語版も掲載しています。</p>

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ウェブサイトの株主・投資家情報ページに、日本語・英語で公表しています。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期毎に決算説明会を開催しています。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイトには、決算短信、決算説明会資料のほか、有価証券報告書、株主総会関連資料やガバナンス関連資料など、公開している当社のIR関連情報を掲載しています。また、決算説明会の説明要旨や質疑応答(概要)などについても掲載し、情報の公平開示に努めています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署として、コーポレート・コミュニケーション室を設置しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「akebonoグローバル行動規範」に、お客様、お取引先様、株主様、地域社会の方々などを含む幅広い社会との健全で良好な関係維持に努める旨を規定しています。

<p>環境保全活動、CSR活動等の実施</p>	<p>当社グループ共通の環境基本理念・環境基本方針のもと、事業による環境負荷の低減と環境に優しい製品の開発に努めています。</p> <p>調達面では、「グリーン調達ガイドライン」(2005年度策定、2011年度改訂)に基づき、お取引先様の協力のもと、環境負荷の少ない材料、部品、副資材を調達するなど、資材購入段階から環境及びCSRに配慮する取り組みを進めています。</p> <p>また、生産拠点に排水処理システム・大気浄化システムなどを導入し、環境に配慮した生産活動を進めているほか、トラック動態管理システムを導入し、物流における省エネ化と合理化に取り組んでいます。</p> <p>具体的な取り組み内容については、当社ウェブサイトに記載しています。</p>
<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<p>株主様・投資家様、お客様、お取引先様、地域社会の方々を始めとするあらゆるステークホルダーの皆様当社を正しく、またより深く知っていただき、当社の企業価値を正に評価していただくために、当社グループに関する情報の公平・公正かつタイムリーな公開に努めることを、当社ディスクロージャー・ポリシーの基本方針としています。</p>
<p>その他</p>	<p>当社のブレーキ製造技術の伝承と安全意識の再認識をする場としてAi-Museum(ブレーキ博物館)を開設し、一般に公開しています。2019年度は、社会科見学の一環として埼玉県の中学校3校、高校1校から計58名以上の見学を受け入れ、当社と当社製品への理解を深めていただくとともに、安全意識向上に取り組んでいます。</p> <p>また当社では、事業主としての安全・健康への「配慮義務」と社員の「自己保健義務」を両輪に、健康経営を推進しており、2017年4月には「健康経営宣言」を制定し、健康づくりに資するさまざまな施策を積極的に推進しています。これらの取り組みが認められ、経済産業省と日本健康会議が共同で推進する優良な健康経営を実践している大規模法人を顕彰する「健康経営優良法人2020(ホワイト500)」に3年連続で認定されました。</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

I. 基本的な考え方

当社は、内部統制は、リスク管理、法令等の遵守、業務の効率化、適正な財務報告等の目的を達成するために当社及びグループ企業の役員及び従業員の行動を方向づけ、推進する仕組みであり、企業経営がリスクを伴うものである以上、経営管理上不可欠なものと認識しています。内部統制システムは、企業価値・株主価値の維持・向上と不正の防止を目指すものであり、内部統制システムを構築して、継続的にシステムを見直しながらその機能を高めていくことは、当社グループの目標・方針を実現して、永続的成長を実現するために絶対不可欠なものであり、経営の根幹と考えています。

当社は、会社法に従い、2006年5月8日の取締役会において「内部統制システムの構築に関する基本方針」を決議いたしました（最終改定は2018年5月8日）。

この決議は、当社及びグループの企業規模、事業の特性、経営上のリスクの状況等に即して、リスク管理、コンプライアンス等同法が要求する「業務の適正を確保する体制」の整備についての基本方針を謳ったものでありますが、この基本方針に従い、当社及びグループ企業の内部統制システムの構築・運用をしていくこと、また、取締役会決議後の環境の変化や、実践・運用の状況を踏まえて必要に応じて見直し・改善していくことが取締役等の経営陣の重大な責務と考えています。また、一方で、内部統制システムは当社グループ組織全般に関わるものであり、組織構成員全員が参加すべきシステムと考えています。

内部統制システムは、構築することが目的でなく、有効に機能することが最も重要と考えます。内部統制システムに従って業務が実施されているか、また、構築されているシステムが経営環境や経営戦略・事業内容等の変化に対応しうるか等といった観点から、定期的に点検・監視をする必要がありますので、監査役及び内部監査担当部署の監査機能の活用により、定期的に内部統制システムの点検・監査・検証を実施していきます。

II. 基本方針

1. 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) 当社及び当社グループ企業のコンプライアンスの考え方は、当社の理念及び、代表取締役社長からのメッセージ、akebonoグローバル行動規範、akebonoグローバル行動基準などからなる「グローバル・コンプライアンス・マニュアル」を基本とする。

(2) 当社は、コンプライアンス活動を推進していくためにコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制を整備する。コンプライアンスの活動状況については、コンプライアンス委員会から適宜、取締役・監査役に報告する。

(3) 当社は、問題の未然防止、早期発見と早期解決のために社内・社外に相談窓口を設け、派遣社員も含めた当社及び当社グループ企業の従業員全員からの相談を受け付ける。当社及び当社グループ企業は、相談者からの相談内容及び個人情報秘守し、相談者に対して、不利益な取扱いを行わない。

(4) 当社及び当社グループ企業は反社会的勢力には毅然として対応し、常に正義感を持った良識ある行動に努めることを「グローバル・コンプライアンス・マニュアル」に明記し、役員及び従業員に周知徹底する。当社及び当社グループ企業の総務担当部署を中心として、反社会的勢力による被害を防止することに努めるとともに、有事においては、必要に応じて外部の専門機関とも連携して、全社をあげて適切な対応をとるものとする。

(5) 当社及び当社グループ企業は各国競争法による規制、とりわけカルテルの規制を遵守するため、競争法による禁止行為を明示した上、競合他社又は事業者団体との接触のルールを明確にする。

(6) 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法及びその他の法令に基づき、財務報告に係る内部統制を整備し、運用する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保管及び管理に関する体制

当社は文書管理規定に従い、取締役の職務の執行に関わる情報を文書又は電磁的媒体に記録・保存し、管理する。取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社及び当社グループ企業のリスク管理体制を構築するため、リスク管理の推進組織として、代表取締役社長を委員長とし、委員長が選んだメンバーによるリスク管理委員会を設置する。

(2) リスク管理委員会は、企業活動に潜在する様々なリスクに対処するため、定期的にリスクの洗い出しを行い、重点リスクとその対処方針の決定、対処策の指示及び対処策の実行状況とその有効性の監視などを行う。

(3) 地震やその他の災害などの危機が発生した場合に、被害（影響、損失）を最小限とするため、対応マニュアル等を作成・配布するとともに訓練と周知教育を実施し、万一の有事に備える。

4. 当社の取締役及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社及び当社グループ企業は、将来の事業環境を踏まえた中期経営計画を策定し、事業年度毎の予算を立案して、その目標達成に向けた具体的計画を立案・実行する。

(2) 当社は経営と執行を分離する執行役員制を導入し、責任と権限を明確にする。取締役会は月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜開催する。また、事前に経営問題を討議する取締役・執行役員で構成された重要会議体を複数設定し、その会議体の審議を経てから取締役会での承認決定を行う事前審議制をとる。

(3) 決定された業務の執行状況は、担当する取締役又は執行役員が取締役会などにおいて適宜報告し、また、監査役及び内部監査部門もこれを定期的に監査する。

5. 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項

(1) 当社は、当社グループ企業のそれぞれから当社に対し、営業成績、財務状況その他の経営の重要事項に関する報告を行う体制を整備する。

(2) 当社の監査役及び内部監査部門は、海外も含めた当社グループ企業の定期的な監査を実施し、監査結果を当社の取締役会・担当部署に報告する。

(3) 当社及び当社グループ企業において業務の適正を確保していくため、当社を中心に当社グループ企業のそれぞれの職務権限規定を定める。

6. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役がその職務を補助すべき使用人に関する事項

監査役の職務を補助するため、監査役室を設置し、専任のスタッフ（以下「監査役室スタッフ」という。）を配置する。

監査役室スタッフの取締役からの独立性及び監査役室スタッフに対する監査役の指示の実効性を確保するため、監査役室スタッフは、監査役の指揮命令の下で職務を遂行し、取締役の指揮命令を受けないものとする。また、監査役室スタッフの人事、評価、懲戒処分を行う際には監査役会との協議を要するものとする。

監査役室スタッフは、監査役に専属することとし、他の業務を一切兼務させないことにより、監査役の監査役スタッフに対する指示の実効性を確保する。

(2) 監査役への報告に関する体制及び監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な扱いを受けないことを確保するための体制
当社の取締役及び従業員並びに当社グループ企業のそれぞれの役員及び従業員(これらの者から報告を受けた者を含む。)は、当社及び当社グループ企業の経営、業績に重大な影響を及ぼす事実、重大な法令・定款違反行為その他これらに準ずる事実並びにそのおそれのある事実を知った場合には、適切な方法により、遅滞なく監査役に報告する。

当社及び当社グループ企業は、上記の報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わない。

取締役は、常勤監査役が取締役会のほか重要な意思決定及び業務の執行状況を把握する場に常時出席する機会を確保するものとし、また、その議題内容につき事前に情報提供を行う。

(3) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、請求にかかる費用又は債務が当該監査役の職務の執行に関係しないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(4) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、監査の実効性を確保するため、監査役が内部監査部門及び会計監査人と定期的に情報・意見を交換し相互に連携する機会を設ける。

当社経営陣は、監査役会との定期的な意見交換会を開催する。

・整備状況

(1) コンプライアンスに関する取組みの状況

当社は、akebonoグローバル行動規範、akebonoグローバル行動基準やコンプライアンス規定等を整備し、定期的なコンプライアンス委員会の開催をはじめとしたコンプライアンス活動を行っています。コンプライアンス委員会において承認された年間活動計画に沿って、インサイダー取引防止・ハラスメント防止等の各種研修、社員のコンプライアンス意識向上のための諸施策を実施しています。

内部通報体制については、社内外に相談窓口を設置しており、寄せられた相談については、適宜必要な調査を実施し、適切に対応しています。また、コンプライアンス活動状況と相談窓口への相談内容については、定期的に取り締役に報告しています。

(2) リスク管理に関する取組みの状況

当社は、リスク管理規定の整備を通じ、リスク低減や被害を最小限とするためのリスク管理体制の整備に取り組んでいます。リスク管理委員会が当社全体の重点リスクと対処方針を決定し、対処策の指示やその実施状況と有効性の監視を行い、活動内容を定期的に取り締役に報告しています。2019年度にはリスク管理活動を新たに会社方針の運用に落とし込む活動を始めましたが、その結果を踏まえ、現在では会社方針の点検時にリスクの全社的な点検を組み込み年間サイクルでリスクの監視点検を行っています。

(3) 職務の執行の効率性の確保に関する取組みの状況

当社は、定期的ないし必要に応じて取締役会を開催しています。また、取締役と執行役員で経営課題を討議する経営会議を始めとした会議体が設定されており、その審議をもって取締役会への議案の付議がなされます。さらに、取締役会の付議基準の見直しを実施する等、的確かつ迅速に効率的な意思決定を図るための工夫を継続的に行っています。その他、決裁権限規定等を整備し責任と権限の範囲を明確化する等、職務執行の効率性を確保するための体制整備に取り組んでいます。

(4) 監査役監査の実効性の確保に関する取組みの状況

監査役は、取締役会をはじめとした重要会議体への出席や取締役との意見交換会等、経営や業績に重大な影響を及ぼす事項等を迅速に検討・対応するための活動を行っています。また、当社の主要な部署の役職者及び重要な子会社の経営幹部との意見交換を通して、内部統制システムの整備・運用状況を確認しています。加えて、内部監査を担当する監査部、会計監査人等と定期的に意見交換を行う等、連携を密にして監査の実効性を高めています。かかる監査役の業務執行をサポートするため、監査役室を設置し専任のスタッフ1名を配置しています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及び当社グループ企業は社会秩序や企業の健全な活動に悪影響を与える反社会的勢力には毅然として対応し、常に正義感を持った良識ある行動に努めることを「グローバル・コンプライアンス・マニュアル」に明記し、役員及び従業員に周知徹底します。

反社会的勢力の排除に向けた対応については、特殊暴力防止対策連合会に加入して情報収集をしています。体制につきましては、総務担当部署を中心として警察や弁護士等と連携しながら、社内体制を整備し、具体的な対応の指針を設定しています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

更新

なし

該当項目に関する補足説明

更新

当社は、2007年5月7日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「本基本方針」といいます。）について決定するとともに、本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、「当社株券等の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を導入することを決定し、2007年6月21日開催の当社第106回定時株主総会において株主の皆様からご承認いただきました。また、その後の当社定時株主総会においても、株主の皆様から本プランの継続のご承認をいただきました。

しかしながら、当社は2020年7月30日開催の第119回定時株主総会の終結の時をもって本プランの有効期間が満了を迎えるにあたり、今後の本プランの取扱いについて慎重に検討を重ねてきました。その結果、当社を取り巻く経営環境の変化や買収防衛策をめぐる近時の外部環境の変化を総合的に勘案し、本プランの必要性が相対的に低下したものと判断し、2020年5月19日開催の取締役会において、本プランの非継続を決議しました。

当社は、当社株式の大量買付行為をしようとする者に対しては、大量買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための時間と情報の確保に努める等、金融商品取引法、会社法及びその他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいりますとともに、引き続き企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に努めていきます。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

更新

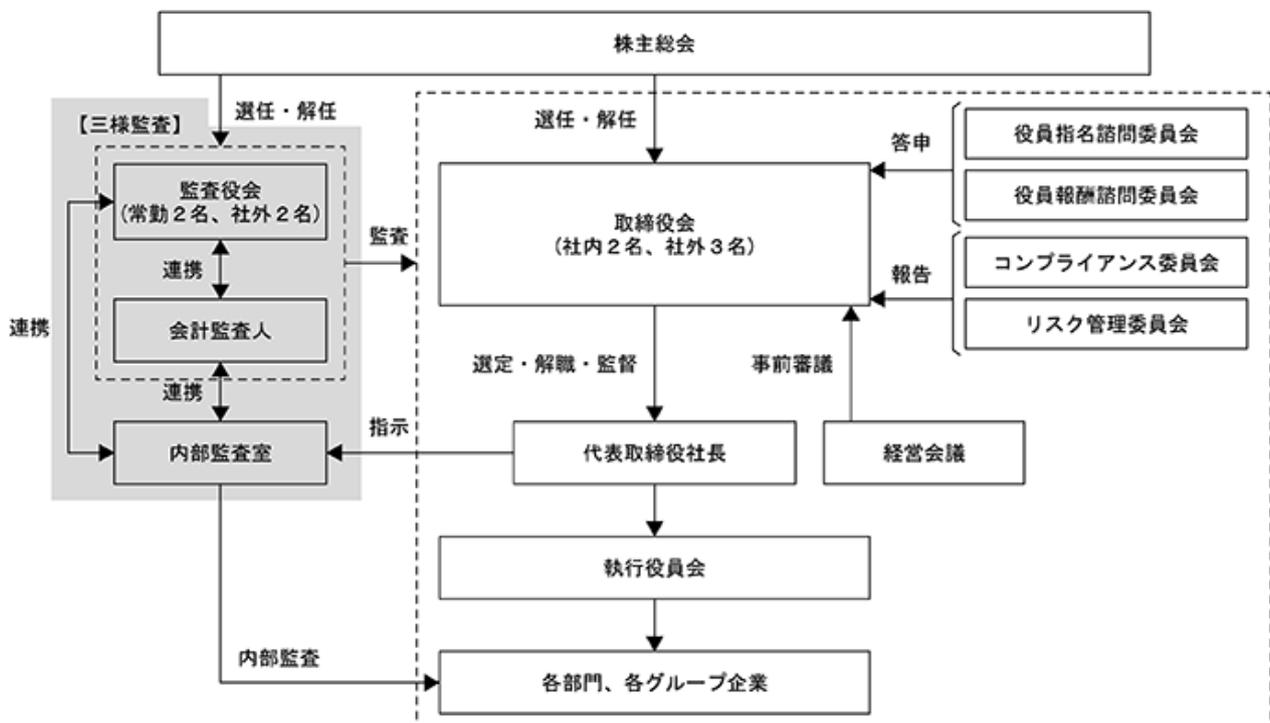
【適時開示体制の概要】

当社は「akebonoグローバル行動規範」及び「akebonoグローバル行動基準」において、ステークホルダーに対し、当社の財務内容や事業活動状況等の経営情報を積極的かつ公正に開示することを指針としています。

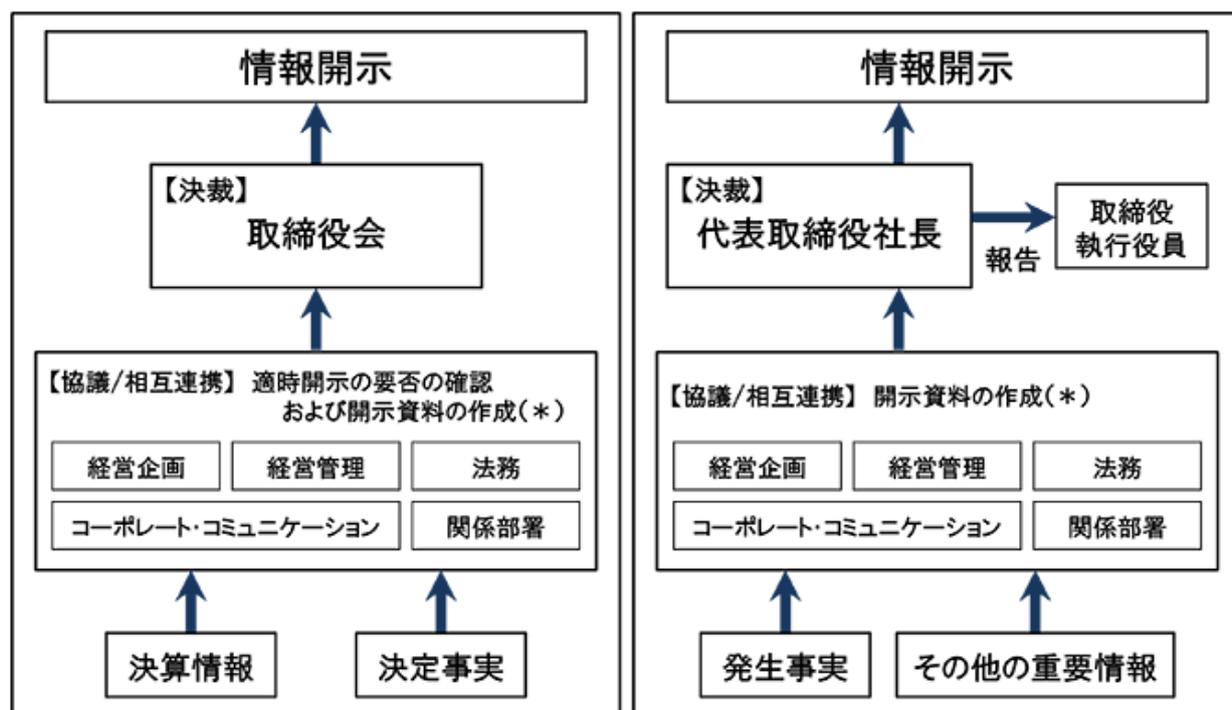
これに基づき、当社は、適時開示に関する業務を行う部署は、開示義務が生じる可能性のある当社及び子会社の情報を定期的に収集し、収集した情報について、東京証券取引所が定める諸規則や金融商品取引法・会社法をはじめとする関係諸法令、諸規則、ガイドライン等に基づき開示判断を行っています。また、これらの部署はお互いに連絡を取り合い協力し、かつ、社内関連部署、社外アドバイザー等と連携することにより迅速で適切な開示を行うよう努めています。

当社の各部署及び子会社は、開示が必要とされる、あるいはその可能性がある事実が発生した場合には、直ちに適時開示に関する業務を行う部署に連絡し、必要となる情報の提供を行います。

開示を行うに際しては、会社代表者への報告その他社内が必要とされる手続きを経て、遅滞なく東京証券取引所に開示を行います。



適時開示体制の概要



(*) 開示資料の作成に際しては、必要に応じて外部専門家の助言を受けることとしています。

決算情報： 会社の決算や業績予想、配当予想等に関わる事項

決定事実： 新株発行、合併・会社分割・株式交換等の、会社の意思決定事項

発生事実： 災害、株主の異動、事故等、会社の意思に関わりなくその会社に発生した事項

その他の重要事実： 上記以外の、投資家の投資判断に影響を及ぼす事項